

尼崎市里親支援センター設置運営要綱

(目的)

第1条 里親支援センターは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に規定する里親支援事業(以下「本事業」という。)を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)に従事する者(以下「里親等」という。)、その養育される児童(以下、「里子等」という。)及び里親になろうとする者について、相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

(設置及び運営の主体)

第2条 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体であって、本事業を適切に実施することができる者として、尼崎市が設置する里親支援センター設置運営事業者選定会議において選定されたうえで、法第35条第4項に基づき、認可を得た者とする。

(設置場所)

第3条 尼崎市における里親支援センターは、尼崎市内に1か所設置する。

(開所時間等)

第4条 国が定める、別紙「里親支援センター設置運営要綱」(令和6年3月29日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知)に基づき開所する。なお、平日の昼間に相談することが困難な里親等、里子等及び里親になろうとする者に対しても相談支援を行えるよう土曜、日曜及び祝日等に開所する等相談支援体制に配慮する。また、夜間のホットライン体制を確立する。

(関係機関との連携)

第5条 第9条に規定する里親支援センターの長は、里親支援事業及び第1条に規定する援助を行うに当たっては、尼崎市、児童相談所、他の里親支援センター、地域の支援機関、教育機関その他の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(協定書の締結)

第6条 里親支援センターが第8条に規定する事業を実施するにあつて、業務の具体的な内容や実施回数等を、尼崎市と里親支援センターが毎年度の協議を行い、協定書を締結する。

(支援対象者)

第7条 里親支援センターの支援対象者は以下の者とする。

- (1) 里親、ファミリーホームに従事する者(事業者、養育者、補助者)

- (2) 里子とファミリーホームで養育される児童
- (3) 里親になろうとする者

(事業内容)

第8条 里親支援センターは、国が定める、別紙「里親支援センター設置運営要綱」（令和6年3月29日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）及び別紙「里親支援センター及び業務に関するガイドライン」（令和6年3月29日こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、次の業務を全て実施すること。

(1) 里親支援センター事業

ア 里親制度等普及促進・リクルート業務

里親相談会や出前講座の積極的な実施や一般市民からの相談対応、ホームページ、SNS、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じた里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親希望者のガイダンスや登録前調査など里親等になることを希望する者の開拓を行う。

イ 里親研修・トレーニング業務

里親等及び里親になろうとする者に対して以下の研修を行う。

(7) 基礎研修、登録前研修及び更新研修

- ① 養育里親研修
- ② 専門里親研修
- ③ 養子縁組里親研修

(4) 未委託里親等に対する研修・トレーニング

(ウ) その他、研修・トレーニングに資する業務

ウ 里親等委託推進業務

- (7) 里親等とのマッチング
- (4) 自立支援計画の策定補助・定期的な支援
- (ウ) 里親委託等推進委員会の開催又は参画
- (エ) その他、里親等委託推進に資する業務

エ 里親等養育支援業務

業務の実施にあたっては、里親等のみならず、里子等(実子も含む。)も支援対象となるという観点からの支援を行うこと。

- (7) 里親等への情報提供・訪問支援
- (4) レスパイト・ケアの調整
- (ウ) 里親等による相互交流
- (エ) 里親等による援助活動
- (オ) その他、利用者に対する養育支援に資する業務

オ 里親等委託児童自立支援業務

委託中から里子等、里親等、児童相談所、実親等本人の家族と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里子等並びに里親等への委託を解除されたこと

も対し、次の支援等を行うこと。

- (7) 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- (イ) 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- (ウ) その他、自立支援に資する業務

カ 里親会事務局業務

里親制度の発展と里親等、里子等及び里親になろうとする者相互の親睦を図り、児童の福祉を増進することを目的として設置された里親会の事務局業務を実施する。

- (7) 里親会事務の統括
- (イ) 里親会運営の補助
- (ウ) 里親会が実施する事業・研修の企画・運営補助
- (エ) その他、里親会と協議のうえ、里親会の円滑な運営を補助する業務

(2) 尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業

本事業については、別紙「尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業について」のとおりとし、尼崎市と里親支援センター設置運営事業者で業務委託契約を締結し、実施すること。

(職員の配置・任用要件)

第9条 里親支援センター長、里親等支援員、里親研修等担当者(里親トレーナー)、里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター)の4人を専任・常勤職員として配置することとし、任用要件は以下のとおりとする。

(1) 里親支援センター長(1人)

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有するものであって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 尼崎市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(2) 里親等支援員(1人。登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。)

以下のいずれかに該当する者

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等、里子等及び里親になろうとする者の支援の実施に関して、尼崎市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(3) 里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター) (1人)

以下のいずれかに該当する者

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、尼崎市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(4) 里親研修等担当者(里親トレーナー) (1人)

以下のいずれかに該当する者

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、尼崎市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

2 里親支援センターは、国が定める「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日こ支家第234号こども家庭庁支援局長通知)、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」(令和3年3月8日子発308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)及び「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知)に基づく、加配職員の配置が可能である。

3 第1項及び第2項で配置する職員の任用要件に加え、暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)でないことを要件とする。

4 里親養育支援には高度な専門性が求められるため、計画的な人材育成体制の構築に努めること。また、事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促し職員の資質向上に努めること。

(設備)

第10条 里親支援センターには、事務室、相談室等の支援対象者が訪問できる設備、研修等を実施する会議室(賃貸等可)等、その他事業を実施するために必要な設備を備える。なお、民間賃貸物件を借りて実施することも可能とする。

2 児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することができる。

(運営規程の策定)

第11条 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、書類・データの保管・処理の方法、支援対象者の権利擁護に関する事項等について、児童相談所と協議のうえ、運営規程を定めること。

(事業実施状況報告)

第12条 事業者は、毎年度、前年度の事業実施状況を尼崎市の指定する日までに、指定する報告書で提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - (2) 支援対象者に対する支援の記録
 - (3) その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- 2 里親支援センター及び児童相談所が保有する書類・データの共有方法については、両者が協議のうえ、決定すること。
- 3 事業者は、事業の廃止等を行う場合、児童相談所の指示に従い、支援対象者に対する支援の記録を児童相談所に引き継がなければならない。

(事業の委託)

第14条 事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。なお、事業の一部について委託を行う場合は、あらかじめ尼崎市の承認を得なければならない。

(業務の引き継ぎ)

第15条 事業者の変更が生じる場合は、次の事業者による事業開始前に次の事業者へ業務の引き継ぎを行うこと。その際には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めること。

(守秘義務)

第16条 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 法第11条第4項及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の41の規定により委託を受けた者について、児童福祉法第11条第5項の守秘義務の規定が適用される。

(第三者評価)

第17条 事業者は、業務の質の自己評価を行うとともに 定期的に外部の者による第三者評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ること。

(経費)

第18条 尼崎市は、法第50条第1項第7号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を支弁する。

2 子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業にかかる経費については、本市と里親支援センターで業務委託契約を締結し、契約に基づく委託料を予算の範囲内において尼崎市が里親支援センターに支払う。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から運用を開始する。